

## 留学生学習奨励費 語学要件について

語学能力の水準が以下の①、②いずれかの水準に該当する者

### ① 日本語能力

- 日本語能力試験（JLPT）において N2 レベル以上に合格した者
- 日本留学試験（EJU）の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が 200 点以上である者
- 機構が別に認める語学水準以上である者
  - ・BJT ビジネス日本語能力テスト：400 点以上である者
  - ・日本語を主言語として後期中等教育（高校レベル）において 3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
  - ・日本語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
  - ・その他の日本語の語学試験の成績により、JLPT の N2 相当以上の日本語能力を有していると書面から判断できる者（試験実施団体の示す対照表等により JLPT の N2 レベル以上と確認できる者）
  - ・学校が JLPT の N2 相当以上の日本語能力を有していると判断できる者

### ② 英語能力

- CEFR（Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching, assessment「ヨーロッパ言語共通参照枠」）において B2 レベル以上と認められる者
  - ・TOEFL iBT 72 点以上、IELTS 5.5 以上、TOEIC L&R 785 点以上等  
文部科学省発表「各資格・検定試験と CEFR との対照表※」において、CEFR と各種語学試験等のスコアとの対照表を参照の上、語学力が CEFR B2 レベル以上であること。※ [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/03/1402610.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/1402610.htm)
  - ・上記対照表に含まれない試験については、他機関等が公表している対照表やエビデンス等によって CEFR B2 以上の英語能力が確認できる者
  - ・英語を主言語として後期中等教育（高校レベル）において 3 年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
  - ・英語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
  - ・学校が CEFR の B2 相当以上の英語能力を有していると判断できる者